

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成27年1月総務省〕に定める評価基準及び評価方法による。なお、平成26年度までに取得した土地のうち、取得価額が判明しないものについては、再調達価額で評価した。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却原価法による。

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法による。市場価格のないものについては、取得原価による移動平均法による。

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用。

② 無形固定資産

定額法を採用。

4. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

個別に回収可能性を判断している。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上している。

③ 退職手当引当金

健全化判断比率の算定方法に基づいて算定している。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としている。

7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

該当する事象なし。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

重要な会計方針の変更はない。

2. 表示方法を変更した場合には、その旨

該当する事象なし。

3. 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

該当する事象なし。

III. 重要な後発事象

1. 主要な業務の改廃

該当する事象なし。

2. 組織・機構の大幅な変更

該当する事象なし。

3. 地方財政制度の大幅な改正

該当する事象なし。

4. 重大な災害等の発生

該当する事象なし。

5. その他重要な後発事象

該当する事象なし。

IV. 偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

限度額

3,600,000千円

うち財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額

1,236,207千円

2. 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象なし。

3. その他主要な偶発債務
該当する事象なし。

V. 追加情報

1. 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

救急医療センター特別会計

2. 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当なし。

3. 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

企業会計方式を採用している会計では、出納整理期間がなく3月末日現在で、一般会計等に対する未収金・未払金等として計上しているため、出納整理期間中に支払われたものについては、これらを現金決済したものとして調整している。

（根拠条文：地方自治法第235条の5）

「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」

4. 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入し表示しているため、合計が一致しない場合がある。

5. 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率は普通会計、実質公債費比率は普通会計、公営事業会計及び一部事務組合・広域連合を対象にしたものであり、統一的な基準における全体資金収支計算書の対象会計（一般会計等と公営事業会計）と異なります。

- ① 実質赤字比率（2条1項1号参照）の算定に必要とされる事項（形式収支から除外する繰上充用額、標準財政規模等）

繰上充用額 0千円

標準財政規模 19,859,413千円

- ② 連結実質赤字比率（2条1項2号参照）の算定に必要とされる事項（連結形式収支から除外する繰上充用額、公営事業会計における資金不足額その他、同号イからニまでに掲げる額）

繰上充用額 0千円

標準財政規模 19,859,413千円

- ③ 実質公債費比率（2条1項3号参照）の算定に必要とされる事項（元利償還金、準元利償還金、交付税措置算入公債費等）

元利償還金 2,859,450千円

準元利償還金 779,030千円

交付税措置算入公債費 1,265,079千円

6. 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

7. 繰越事業に係る将来の支出予定額

8. その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

—

9. 基準変更による影響額等（開始貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に財務書類を作成しているが開始貸借対照表を作成する場合であっても注記することが望まれます。）

該当なし。

10. 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

—

11. 減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額

該当なし。

12. 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
積立不足はなし。

13. 基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし。

14. 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

13,120,953千円

15. 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額	32,503,549千円
充当可能財源等	30,450,524千円
標準財政規模	19,859,413千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,265,079千円

16. 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

1,310,301千円

17. 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望まれます。）

—

18. 道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額

該当なし。

19. 基準変更による影響額の内訳（開始貸借対照表を作成しない場合）

該当なし。

20. 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源が蓄積されたもので、原則として固定資産等の形態で保有されています。

余剰分（不足分）は、費消可能な資源が蓄積されたもので、原則として金銭の形態で保有されています。

21. 基礎的財政収支

56,260千円

22. 既存の決算情報との関連性（上記で示した「②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

—

23. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳（一般会計の主なもの）

減価償却費 5,727,159千円

徴収不能引当金繰入額 12,702千円

24. 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

一時借入金の増減額は含まれていません。

① 一時借入金の限度額 3,000,000千円

② 一時借入金に係る利子額 0千円

25. 重要な非資金取引

減価償却費 5,727,159千円

賞与等引当金繰入額 371,251千円

退職手当引当金繰入額 338,318千円

徴収不能引当金繰入額 12,702千円